

新			旧		
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項の規定による災害危険区域の指定、同法第39条第2項、第40条(第88条第1項において準用する場合を含む。)、<u>第43条第3項</u>及び第68条の9の規定による建築物等の制限、同法第56条の2第1項の規定による区域等の指定並びに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第144条の4第2項の規定による道に関する基準その他建築基準法の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第42条 (略)</p> <p>(主階が避難階以外の階にある興行場等)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に供する建築物(<u>階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。</u>)は、耐火建築物、法第27条第1項の規定に適合する建築物(その主要構造部の性能が政令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。)又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。</p> <p>第44条～第52条の20 (略)</p> <p>(適用の除外)</p> <p>第53条 この条例(第2条の2及び第2条の3の規定を除く。)は、法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村が法第40条又は<u>法第43条第3項</u>の規定に基づき条例を定めたときは、その条例の効力が発生した時から、当該市町村の区域内においては、適用しない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>(仮設興行場等に対する制限の緩和)</p> <p>第55条 法第85条第5項又は第6項の規定による許可を受けた仮設興行場等については、第3条から第5条まで、第17条、第21条、第26条、第3章第6節、第48条第1項から第3項まで、第49条から第51条の2まで、第3章の2及び第3章の3の規定は、適用しない。</p> <p>第56条～第59条 (略)</p> <p>別表(第52条の19関係)</p>			<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項の規定による災害危険区域の指定、同法第39条第2項、第40条(第88条第1項において準用する場合を含む。)、<u>第43条第2項</u>及び第68条の9の規定による建築物等の制限、同法第56条の2第1項の規定による区域等の指定並びに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第144条の4第2項の規定による道に関する基準その他建築基準法の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第42条 (略)</p> <p>(主階が避難階以外の階にある興行場等)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に供する建築物は、耐火建築物、法第27条第1項の規定に適合する建築物(その主要構造部の性能が政令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。)又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。</p> <p>第44条～第52条の20 (略)</p> <p>(適用の除外)</p> <p>第53条 この条例(第2条の2及び第2条の3の規定を除く。)は、法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村が法第40条又は<u>法第43条第2項</u>の規定に基づき条例を定めたときは、その条例の効力が発生した時から、当該市町村の区域内においては、適用しない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>(仮設建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第55条 法第85条第5項に規定する仮設建築物については、第3条から第5条まで、第17条、第21条、第26条、第3章第6節、第48条第1項から第3項まで、第49条から第51条の2まで、第3章の2及び第3章の3の規定は、適用しない。</p> <p>第56条～第59条 (略)</p> <p>別表(第52条の19関係)</p>		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する	建築物に関する確認申請等手数料	(1) 申請又は通知に係る計画に法第87条の4に規定する建築設備(昇降機に限る。以下こ	1 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する	建築物に関する確認申請等手数料	(1) 申請又は通知に係る計画に法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれない場合

<p>場合を含む。)の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の建築等に関する通知に対する審査</p>		<p>の項から3の項までにおいて同じ。)に係る部分が含まれない場合 ア～サ (略)</p> <p>(2) 申請又は通知に係る計画に<u>法第87条の4</u>に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 ア・イ (略)</p>	<p>場合を含む。)の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の建築等に関する通知に対する審査</p>		<p>ア～サ (略)</p> <p>(2) 申請又は通知に係る計画に<u>法第87条の2</u>の昇降機に係る部分が含まれる場合 ア・イ (略)</p>
<p>2 法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査</p>	<p>建築物に関する完了検査申請等手数料</p>	<p>(1) 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物以外の建築物の申請又は通知に<u>法第87条の4</u>に規定する建築設備に係る部分が含まれない場合 ア～サ (略)</p> <p>(2) 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物以外の建築物の申請又は通知に<u>法第87条の4</u>に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 (1)の額に昇降機1基につき2万1,000円(小荷物専用昇降機については、1万3,000円)を加えた額</p> <p>(3) 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物の申請又は通知に<u>法第87条の4</u>に規定する建築設備に係る部分が含まれない場合 ア～サ (略)</p> <p>(4) 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物の申請又は通知に<u>法第87条の4</u>に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 (3)の額に昇降機1基につき2万円(小荷物専用昇降機については、1万3,000円)を加</p>	<p>2 法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査</p>	<p>建築物に関する完了検査申請等手数料</p>	<p>(1) 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物以外の建築物の申請又は通知に<u>法第87条の2</u>の昇降機に係る部分が含まれない場合 ア～サ (略)</p> <p>(2) 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物以外の建築物の申請又は通知に<u>法第87条の2</u>の昇降機に係る部分が含まれる場合 (1)の額に昇降機1基につき2万1,000円(小荷物専用昇降機については、1万3,000円)を加えた額</p> <p>(3) 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物の申請又は通知に<u>法第87条の2</u>の昇降機に係る部分が含まれない場合 ア～サ (略)</p> <p>(4) 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物の申請又は通知に<u>法第87条の2</u>の昇降機に係る部分が含まれる場合 (3)の額に昇降機1基につき2万円(小荷物専用昇降機については、1万3,000円)を加</p>

		えた額			えた額
3 法第7条の3第1項又は第18条第19項の規定に基づく建築物に関する中間検査	建築物に関する中間検査申請等手数料	(1) 申請又は通知に法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれない場合 ア～サ (略) (2) 申請又は通知に法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 (1)の額に昇降機1基につき1万9,000円 (小荷物専用昇降機については、1万3,000円)を加えた額	3 法第7条の3第1項又は第18条第19項の規定に基づく建築物に関する中間検査	建築物に関する中間検査申請等手数料	(1) 申請又は通知に法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれない場合 ア～サ (略) (2) 申請又は通知に法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合 (1)の額に昇降機1基につき1万9,000円 (小荷物専用昇降機については、1万3,000円)を加えた額
4 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)又は法第18条第24項第1号若しくは第2号(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	12万円	4 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号(法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)又は法第18条第24項第1号若しくは第2号(法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	12万円
4の2～4の4(略)			4の2～4の4(略)		
4の5 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の制限の適用除外に係る認定申請手数料	2万7,000円	(新設)	(新設)	(新設)
5 法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の	建築物の敷地と道路との関係の制限	3万3,000円	5 法第43条第1項ただし書の規定に基づく建築の許可	建築物の敷地と道路との関係の建築	3万3,000円

申請に対する 審査	<u>の適用除 外に係る 許可申請 手数料</u>		の申請に対す る審査	<u>許可申請 手数料</u>	
6～12 (略)			6～12 (略)		
12の2 法第53 条第4項又は 第5項の規定 に基づく建築 物の建蔽率に 関する特例の 許可の申請に 対する審査	建築物の 建蔽率の特 例許可申請 手数料	3万3,000円	12の2 法第53 条第4項の規 定に基づく建 築物の建蔽率 に関する特例 の許可の申請 に対する審査	建築物の 建蔽率の特 例許可申請 手数料	3万3,000円
13 法第53条第 6項第3号の 規定に基づく 建築物の建蔽 率に関する制 限の適用除外 に係る許可の 申請に対する 審査	建築物の 建蔽率に関 する制限の 適用除外に 係る許可申 請手数料	3万3,000円	13 法第53条第 5項第3号の 規定に基づく 建築物の建蔽 率に関する制 限の適用除外 に係る許可の 申請に対する 審査	建築物の 建蔽率に関 する制限の 適用除外に 係る許可申 請手数料	3万3,000円
14～28 (略)			14～28 (略)		
29 法第85条第 5項の規定に 基づく仮設興 行場等の建築 の許可の申請 に対する審査	<u>仮設興行 場等建築 許可申請 手数料</u>	12万円	29 法第85条第 5項の規定に 基づく仮設建 築物の建築の 許可の申請に 対する審査	<u>仮設建築 物建築許 可申請手 数料</u>	12万円
29の2 法第85 条第6項の規 定に基づく仮 設興行場等の 建築の許可の 申請に対する 審査	1年を超 えて使用 する仮設 興行場等 建築許可 申請手 数料	16万円	(新設)	(新設)	(新設)
30～34 (略)			30～34 (略)		
34の2 法第86 条の8第1項 の規定に基づ く2以上の工 事に分けて増 築等を含む工 事を行う場合 の全体計画に 係る認定の申 請に対する審 査	既存不適 格建築物 における 2以上の 工事に分 けて増築 等を含む 工事を行 う場合の 全体計画 の認定申 請手 数料	12万円	34の2 法第86 条の8第1項 の規定に基づ く2以上の工 事の全体計画 に係る認定の 申請に対する 審査	既存不適 格建築物 における 2以上の 工事の全 体計画の 認定申請 手 数料	12万円
34の3 法第86 条の8第3項 の規定に基づ	既存不適 格建築物 における	12万円	34の3 法第86 条の8第3項 の規定に基づ	既存不適 格建築物 における	12万円

く2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の変更に係る認定の申請に対する審査	2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の変更認定申請手数料		く2以上の工事の全体計画の変更に係る認定の申請に対する審査	2以上の工事の全体計画の変更認定申請手数料	
34の4 法第87条の2第1項の規定に基づくく2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画に係る認定の申請に対する審査	既存不適格建築物における2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定申請手数料	12万円	(新設)	(新設)	(新設)
34の5 法第87条の2第2項において準用する法第86条の8第3項の規定に基づく2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の変更に係る認定の申請に対する審査	既存不適格建築物における2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の変更認定申請手数料	12万円	(新設)	(新設)	(新設)
34の6 法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可の申請に対する審査	用途を変更して一時的に興行場等として使用することの許可申請手数料	12万円	(新設)	(新設)	(新設)
34の7 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して	用途を変更して一時的に特別興行場等として	16万円	(新設)	(新設)	(新設)

特別興行場等として使用するものの許可の申請に対する審査	使用することの許可申請手数料				
35 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定に基づく建築設備の設置に関する確認の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定に基づく建築設備の設置に関する通知に対する審査	建築設備に関する確認申請等手数料	(1)・(2) (略)	35 法第87条の2において準用する法第6条第1項の規定に基づく建築設備の設置に関する確認の申請又は法第87条の2において準用する法第18条第2項の規定に基づく建築設備の設置に関する通知に対する審査	建築設備に関する確認申請等手数料	(1)・(2) (略)
36 法第87条の4において準用する法第7条第1項又は法第87条の4において準用する法第18条第16項の規定に基づく建築設備に関する完了検査	建築設備に関する完了検査申請等手数料	1の建築設備につき2万1,000円(小荷物専用昇降機については、1万3,000円)	36 法第87条の2において準用する法第7条第1項又は法第87条の2において準用する法第18条第16項の規定に基づく建築設備に関する完了検査	建築設備に関する完了検査申請等手数料	1の建築設備につき2万1,000円(小荷物専用昇降機については、1万3,000円)
37 法第87条の4において準用する法第7条の3第1項又は法第87条の4において準用する法第18条第19項の規定に基づく建築設備に関する中間検査	建築設備に関する中間検査申請等手数料	1の建築設備につき1万9,000円(小荷物専用昇降機については、1万3,000円)	37 法第87条の2において準用する法第7条の3第1項又は法第87条の2において準用する法第18条第19項の規定に基づく建築設備に関する中間検査	建築設備に関する中間検査申請等手数料	1の建築設備につき1万9,000円(小荷物専用昇降機については、1万3,000円)
38~42 (略)			38~42 (略)		
備考 1・2 (略)			備考 1・2 (略)		